

独立革命期のアメリカ植民地商人の研究（一）

——「ニューヨーク商業会議所」記録を通じて（上）——

仲 田 光

1. はしがき

市民革命性の問題究明上、主体性を負うものとして、封建勢力と闘い勝利に導いたブルジョアジーについて、その主要な存在形態の究明は、各国それぞれについて、その市民革命研究者に課せられた重要問題である。ここで問題とするアメリカ独立革命の場合、イギリス重商主義体制、並びに、それに依存する関係者に対する植民地末期を貫く政治的、社会的諸力の民主的改革への一大結集としての運動において、当然、いわゆる「マーチャント merchant」として表現され、指導的役割を担った植民地の「商人」層の動向——基底的には、その存在実態が重大な関心事となる。アメリカ歴史学界においても、この革命期の商人を主体とした Schlesinger, A.M. *The Colonial Merchants and the American Revolution*, 1918; Harrington, V.D., *New York Merchants on the Eve of the Revolution*, 1935 ; East, R.A., *Business Enterprise in the American Revolutionary Era*, 1938 ; Bridenbaugh, C.A., *Cities in the Wilderness*, 1938 ; White, P.L., *The Beekmans of New York, 1647-1877*, 1956 ; Bridenbaugh, ditto, *Cities in Revolt-Urban Life in America, 1743-1766*, 1955. など古典を始め、近刊等数多くの商業資本とこの革命との問題を扱った業績が出ている。但し、この際注意すべきことは、民主化を歴史の価値観点とする意識の強いアメリカ史学界においては、共通なものとして、アメリカの歴史を資本主義の形成、発展の歴史としてでは

なく、民主主義の生成、展開の歴史として見る特徴がある結果、アメリカ革命についても、革命の重要な一側面をなす民主主義運動については、かなりの業績が積まれていて、わが学界に多くの寄与がなされているにもかかわらず、市民革命の視角から見た研究は極めて少く、その理論的・実証的蓄積は今後の努力に関わる。従って、本稿の如く、市民革命の視角に添って植民地商人の存在実態の追求を行ない、以って、独立革命を究明せんとする場合、アメリカにおける上記の『商人』研究の古典を始め独立革命史の史学史的再検討の要あることは論をまたない。

アメリカ革命史研究にオリジナルな視点を導入し、「進歩的」解釈派といわれた D. ベッカーが、「アメリカ革命は、自治および独立のための闘争と共に、アメリカ内部での民主化運動との二つの運動が並行して行なわれた」¹⁾とし、この民主化運動の担い手を、これ迄選挙権をもたなかつた「急進派」^{ラディカルズ}と措定し、かれらは政治権力を独占していた「保守派」^{コンсерバティブズ}に対し対英抗争の過程の中で挑戦し、政治権力への参与を要求したという概念を新しく示したが、この点、彼にせよ、上記のシェレジンガー、或は、イーストなりハーリントン其他にせよ、「愛国急進派商人」の範疇について、その取扱い方の曖昧さが、行論の幾多の内容に見られる。然し、ベッカー的「進歩的」解釈派は、20世紀を通じて現在も、アメリカ史学界の重要な一翼を担っていて、アメリカ独立運動史の研究に、多くの示唆を与える業績が出ている。²⁾社会運動としての視角を導入して、この革命をブルジョア革命という視点で捉えた J. F. ジェイムソンの研究の如き、近くは、「民主化運動がアメリカ革命を決定的にリードしたのではないにせよ、一部では、民主化運動の結果として政治的独立がもたらされた」とし、植民地社会内に存在していたダイナミックな力を重視した M. ジェンセン的解釈の如き重要な業績がでている。ベッカーが「急進派 radicals」と「保守派 conservatives」の対立を、主として、対英抵抗政策に対する態度からのみ捉えた方法論に対し、ジェンセンは、この両者の対立を、アメリカ内部の社会的

独立革命期のアメリカ植民地商人の研究（一）

変化を望むか望まないかという国内政策に対する立場から捉えた点で、この革命の市民革命性追求の上で参考となる点が多く、筆者の独立革命の研究⁴⁾においても色々の示唆を受けている。

本稿は、この研究についての上記の実績を踏まえて、ニューヨーク市の革命期の商人について検討を重ねる意味で、革命前の騒擾の中、1768年にニューヨーク政界の指導的役割を担った市の商人層によって創立され、上記のベッカー等によって「急進派」の範疇に入れられた商人層をも含めた市の各層の商人を会員とする「ニューヨーク商業会議所 (New York Chamber of Commerce)⁵⁾」の記録を資料として、これら革命期の商人像の究明を通し、アメリカ革命の研究を深めんとしたものである。

- 注 1) Becker, C. L., *The History of political parties in the province of New York, 1760—1776*, 1909.
- 2) Jameson, J. F., *The American Revolution Considered as A Social Movement*.
- 3) Jensen, M., *The Article of Confederation—An interpretation of the social-constitutional history of the American Revolution, 1774—1781* (1940, 1948, 1959).
- 4) 仲田光「1777年ニューヨーク憲法の構造的特質とその成立基盤（『千葉大学文理学部紀要』文化科学篇第3輯, 1964, 85—132頁）
同「P. L. ホワイト編『ピークマン家取引文書（1746—1799）』について」（『史学雑誌』第71編第4号, 1966, 71—90頁）
- 5) Stevens, J. A. Jr., *Colonial Records of the New York Chamber of Commerce, 1764—1784*, 1867.

2. 「ニューヨーク商業会議所」創立の背景

a. 「独立革命期」のニューヨーク商人の存在の基盤

ニューヨーク植民地は、革命時、農村社会であって、1771年の総人口約168,000人中、ニューヨーク市（郡）人口は約20,000人程度であり、¹⁾ 1790年には、34万人中ニューヨーク市（郡）に僅か33,000人許り、それにオル

バニー (Albany) とパキプシー (Poughkeepsie) の二都市に約6,000人程度居住していたに過ぎなかった。²⁾ 耕地も1784年全地域 2,900 万エーカー中約 100 万エーカーの開発がなされていた程度で、耕地の大部分はハドソン河沿岸数哩の範囲に集中していた。³⁾かかる簡単な人口配分素描による理解もさることながら、この植民地の経済の性格は、端的に、その輸出入品目と特にイギリスとの輸出入額に窺われる。即ち、この地は輸出品としての小麦を主とする食糧作物と、毛皮、木材等の自然的農林業生産を主要産業とし、イギリスを主とし、ヨーロッパ諸国から工業製品を輸入して消費にあてる自然経済的なものであった。⁴⁾ 然し、イギリスとの貿易も第1表の如く、輸出入額において極めて跛行的であったため、このバランスを保つ上から、カリブ海諸島等の亜熱帯地の砂糖、糖蜜、香料、染料などを輸入し一部これを加工して、遠くイギリスを始めヨーロッパ諸国とか、カリブ海諸島との間に市場圏を形成していたところに、改めて、この植民地の特殊な経済構造が考えられる。

この経済構造を、更に、特異なものとしたものに、この地の特殊な土地

第1表 ニューヨークの対イギリス輸出入額表 (1751—1775)

年 度	輸 出	輸 入	年 度	輸 出	輸 入
1751	£ 248,941	£ 42,363	1764	£ 515,416	£ 53,697
1752	194,030	40,648	1765	382,349	54,959
1753	277,864	50,553	1766	330,829	67,020
1754	136,413	26,663	1767	417,957	61,422
1755	151,071	28,054	1768	482,930	87,115
1756	250,425	24,073	1769	74,918	73,466
1757	353,311	19,168	1770	475,991	69,882
1758	356,555	14,260	1771	653,621	95,875
1759	630,785	21,684	1772	343,970	82,707
1760	480,106	21,125	1773	289,214	76,246
1761	289,570	48,648	1774	437,937	80,008
1762	288,046	58,882	1775	1,228	187,018
1763	238,560	53,988			

独立革命期のアメリカ植民地商人の研究（一）

制度が指摘される。この土地制度の特色は、オランダ領有時代の「パトルーン」⁵⁾制に起源をもつイギリス的「マナー」制度と、これに似た「パテント」⁶⁾的⁷⁾所有制にある。独立革命時、これらマナー、パテントの領主的強制は、既に、弱体化し、経済外諸強制的拘束はおおむね解体していたとみてよく、賦役その他の収取体系の中核的部分がある程度保持されていたに止り、スパウルディングが「准封建制（quasi-feudal）」⁸⁾と規定付けた程である。この地の労働力の払底、豊富な自由地の存在——これらを端的に表現するものとしての人口の密度の低さ等の事情は、上記の大土地所有領主を寄生地主化する途を選ばしめたと見られるが、かかる寄生地主的制度形成には、勿論、ニューヨーク市、オルバニー市等の商人資本が密接に関係していたことを考えねばならない。⁹⁾

なお、かかる土地制度形成に附帶して、当時のこの植民地の農業生産性の低さが考えられねばなるまい。この地の農業は、当時の「アメリカの農業」の著者の記述にも窺われる如く、¹⁰⁾アメリカ北部各植民地のそれと酷似し、肥料の使用と輪作は殆んど行われず、¹¹⁾おおむね、自給自足、粗放耕作を特色とし、ハドソン河沿岸、並びに、海岸部ロングアイランド島において、¹²⁾商業的農業への移行が早くから行われていた割には、全般的には幼稚な農業経営が一般的で収穫量も少かったようである。¹³⁾革命期迄のニューヨーク市の商人資本に黄金の機会を与えてきたものは、正しくかかる半封建的諸関係から推察できる農村における市場の未成熟ということで、この市はハドソン河というこの植民地の中央部を貫通する絶好の運輸通商路を扼す上、沿岸には、¹⁴⁾ニューイングランドと異り、この市以外に対抗開港都市がなく、交易物資がこの港を中心として集散し、加うるに、多年にわたり龐大な軍事費がこの地に集中して落されていたことなど、の恵まれた経営環境にあった上、各面においての「特権」と「独占」が見られ、この二重性格によって、上層特権商人階級（卸売商、貿易商）は、遠隔地貿易や各植民地間の沿海貿易に偉力を振うと共に、市内の非特権商人、小売

商人、手工業者層を始め、この植民地内の農村資本の抬頭を押えていた。

この植民地の最大の生産物であり、ニューヨーク商人の重要輸出品である小麦の取扱いについて、¹⁵⁾ 首都の製粉権独占に対し、奥地「農村地帯」との間に長期にわたる確執があり、1694年の「製粉法 Bolting Act」成立となつたが、この「製粉法」史は、首都と奥地、並びに、海岸地区との一般経済政策上の闘争史のよき一例を示し¹⁶⁾、この植民地の経済的存在実態は単的に言って、ニューヨーク市商人資本を中心とした経済的＝政治的機構の下にあったと言いうるのである。然し、同市を始めその支配圏外の内陸地帯に、製粉、製材、製革、醸造、造船、織物業、帽子製造業、等の独立の手工業、或は、農村手工業者（farm-craftman）等の家内工業の発展が相当あってニューイングランド、或は、ペンシルヴェニア地帯等と共に、イギリスの産業資本の利益を、しだいに、脅かしつつあったことも見逃しえなくなつてきていた。¹⁷⁾

この地の上層商人層の経済的支配が政治的にいかに表現されていたかを見ると、当時のニューヨーク植民地議会は参議院と代議院からなつていて、王の任命による10人の議員からなる参議院と、各郡、並びに、特殊マナー選出の26名の議員から構成される代議院によって運営されていたが、ニューヨーク市（郡）は、この代議院に4名の議員を出していた。¹⁸⁾ 農村地帯との議会闘争には、ニューヨーク市（郡）は、勿論、この代表数では対抗が困難なため、時にオルバニー（Albany）市商人と結び、その商人＝地主支配下のウェストチェスター（Westchester）、ダッヂエス（Dutchess）諸郡を叫合し、或は、上級支配層商人＝地主の拠点である「参議院」に依存して、農村議員に対していた。即ち、この間のニューヨーク市の経済的特権、並びに、直接税負担額等を廻って、ニューヨーク市、オルバニー市連合に対する奥地農村地区なり、ロングアイランド地区間との利害の衝突・妥協などの経緯は、C.W. スペンサーの指摘する如く¹⁹⁾、この植民地の政治の一特質を示すものであった。真にこれらニューヨーク市＝オルバニー市都市

独立革命期のアメリカ植民地商人の研究（一）

連合が、独立自営農地帯のハドソン河西岸のアルスター（Ulster），オレンジ（Orange）両郡と対立している時、ロングアイランド島諸郡（キングズ Kings, クイーンズ Queens, サフォーク Suffolk）は、特異な地方意識を以って、税割当の問題では、時に、ニューヨーク市と結び、ニューヨーク市の「貿易独占権」等に対しては、農業ブロックに加わって議会に問題を展開していた。かかる地理的、経済的基盤の上に醸された地域ブロック間の政治的対立の型は、階級間闘争ともからんで、時に、変則的形をとることもあったが、独立革命時から連邦憲法制定時に及んでいる。

この商業特権に依存すると共に、寄生地主的に、或は、弁護士、地主階級との縁組関係によって、ニューヨーク植民地の寡頭支配機構を作り上げていた商人貴族層は、デランシーア家（Delanceys），リヴィングストン家（Livingstons），ヴァン・レンセラーア家（Van Rensselaers），スカイラー家（Schuylers），ビーグマン家（Beekmans），ウォルトン家（Waltons），ラトガーア家（Rutgers），クルーガーア家（Crugers）等、大小合わせて60数家族を数えうる。²⁰⁾ 彼等は各種の事業に關係していたので特定の家族の職業を、必らずしも、^{マーチアント ランドロード ローヤー}商人、地主、法律家と分ち難い場合も見られる。

独立革命時、ニューヨーク市の政治もまた主として輸入、輸出、卸売を営むこれら富裕商人を中心とした寡頭支配層の手にあったが、この上級層も革命初期迄は、一部は政治的に、一部は家族關係とか役職關係から、又一部は宗教的に、二つの党派に分れていた。²¹⁾ 一つは大部分が国教派で、同市人口の僅か十分の一に過ぎない少数派ながら、総督の参議院を独占し、市にあっては^{コモン・カウンシル}市会によって、保守特權階級の中核をなした商人グループで、後に、大部分が王党派に走った家族である。これに対し、宗教的にプレスビタリアン派を中心に異端派が多く、又、任命制の総督とか参議院議員と異り、選出制の代議院を拠点として、総督=イギリス国会に批判的なグループがあった。^{ポピュラー・パーティ} 人民党と称しながら、下層に一線を劃さんとす

る、いわゆる「ディレッタントなデモクラシー dilettante democracy」²²⁾を奉ずる人々で、法律家を中心に富裕な商人層からなっていた。これら二派は、印紙税法騒擾以後、最下層の政治的発言力強まり、政争の渦中に「財産保障 security of the property」の危機意識が出る迄は、宗派的に性向的に、或は、経済問題から党派的に争っていたが、何れもニューヨーク市支配機構の一環たる地位を占め、合わせて一つの上層特権階級を構成していたと言える。

このニューヨーク市政を壟断する特権商人層は市会に拠り、参議院と提携して、法律、規定、条例、法令を作る権限を持つと共に、その商業上の独占権を利用して市場統制などを実施し、市の中、下層階級、並びに、周辺農村から実際上の収奪をもたらしていた。この市会による市場統制や独占の体系の性格は、多分に経済的——政治的に家父長制的色合を持ち、そこに当然、これら規制の対象として小売買業ペティ・ビジネスに対し、輸出入業、卸売業大商人層の強固な政治的、社会的権力支配機構を醸させていて、本国の植民地政策の被収奪者の立場にありながら、宗教的に、又、植民地内市場における収奪者として、本国上層部と相通ずるものを持ち、後の革命時に、愛国派ペトリオットに対し王党派結成の素地は出来ていたと考えられる。かかる上層特権支配機構に対し、「7年戦争」頃の冒険的海上事業とか密輸によって、或は、新たに渡ってきて、下層から身を興したいわゆる「新興商人層」²³⁾がいた。彼等は「身分」^{ステイタス}が財力より社会的に大きな影響力を持つ当時として、身分的にも、又、特権に対する意識からも、旧財閥に反撲してこれらと対立したが、²⁵⁾「財産権保障」問題等については、寧ろ、これら上層と同調する方向を示した。然し、出生がら下層無産階級に対しては、何等の差別感を持たず、寧ろ、これを政治的に革命の推進力として纏めながら、革命期の急激な社会変動をたくみに利用して権力獲得の機会を狙い、1776年王党派特権商人脱落の後は指導的座につき、独立後は後記の如く、大方は「フェデラリスト（憲法（賛成）派）」として、自己の座の保持に努めた所

独立革命期のアメリカ植民地商人の研究（一）

の、範疇的には、旧財閥貴族層と等質的にも扱われる商業資本家であった。²⁷⁾ 彼等は主に私略船事業とか ^{プライバティアリング} 密輸 ^{スマッギング} によって、或は、地方にあっては穀物仲買業等で、財をなしてきた仲間で、商業資本に依拠しながら、萌芽を見せてきていたマニュ資本をも傘下に包摶せんとする範疇であった。彼等は、これまでの上層商人層の独占排除の立場に立ち、革命の機至ると、急進派「^{サンズ・オブ・リバティー} 自由の子」の指導的商人層として、下層を組織化して大きな政治力とし、上級商人層に対立し、民主的改革を行なわんとした者も多くあつた。²⁸⁾ 後に「ニューヨーク商業会議所」会員として活躍したシアズ (Sears) を始め、ラム (Lamb)²⁹⁾、マクデュガル (McDougall)³⁰⁾ などの経歴を見ると、これらのことことが裏付けられると思われる。ニューヨーク植民地内に見られたかかる階層間の関係に対し、又一方において、この植民地の商業資本家たちとか、都市、並びに、奥地にあっての萌芽的なマニュ層と、イギリスの植民地収奪者の各階層との対立の激化が、この革命期に見られた。即ち、イギリスの産業資本家は、この拡大しつつあった市場を独占的に確保するため、以前から鉄条令、帽子法その他によって、この植民地内に発展しつつあった自己の生産物と競合する諸産業を抑圧する政策をイギリス重商主義にとらせ、この植民地内の競合産業の経営者、及び一般住民との対立を激化させつつあった。更に又一方においては、上表第一表に見られるこの植民地の輸入超過という跛行的経済充足のための、この植民地商人による西インドその他との商業的活動の増大は、時に密貿易などの形がとられたため、この貿易を狙うイギリスの仲継貿易資本との競合を激化させていた。かくて、この植民地における市場の拡大と関連して、イギリス重商主義植民地体制内で、イギリス産業資本とその仲継貿易資本との対立が見られると共に、これらと植民地資本との対立があり、加えて上記の如く、この植民地内資本相互の対立がある等、二重三重の対立が激化し、18世紀末のイギリスとアメリカ植民地の政治と経済の混乱が見られた。

- 注 1) O'callaghan, E.B.,ed., *The Documentary History of the State of New York*, 1850, vol. I. p. 474.
- 2) Spaulding, E.W., *New York in the Critical Period, 1783—89*, 1932, p. 5. 当時ヴァン・レンセラーズウィック莊園には、ハドソン河西側に148家族、東側に133家族居住していた。
- 3) Ibid..
- 4) Harrington, V.D., *The New York Merchant on the Eve of the Revolution*, 1935, p. 353. Appendix B. Customs 3:51 to 75. In the British Record Office.
- 5) Spaulding, ibid., p. 45.
- 6) Ibid., pp. 48—60. 18世紀の社会と政治への土地制度の影響を理解するためには、manor, patent, great estate の存在地域と小フリー・ホールドの民主的地帯の展開している地域を見る必要がある。例外なく、大所領はニューヨーク市北部ハドソン河東岸にあった。隸属的小作農のマナーは、主に、ウェストチエスター、ダッヂェス、オルバニー諸郡に発見される。最大のマナーはオルバニー郡のヴァン・レンセラーズウィック莊園で、東西約50哩、南北40哩あった。リヴィングストン・マナーは15万エーカーもあった。ダッヂェス郡にはLivingston家、Beekman家、Schuyler家のもつパテントがあった。ハドソン河東岸河口近くのウェストチエスター郡は、中位のマナーが郡の大半を占めた。これらは革命後も長く存続し、1846年、オルバニー等3郡のみで、マナー的借地が50万エーカーもあったとされる所を見ると、革命期の状態が想像されよう。
- マナとパテント間の相違は、政治的管轄権、代表権以外には、地主の特権と小作人の義務について重要な差はなかった。
- 7), 8) Ibid.. これら小作人は封建的義務に近いものに服していた。①年々の現物（マナ）、或は、現金（パテント）による地代、②莊園的管轄権への服従、③長期間借地形式、④領主への賦役、⑤領主の製粉権等への服従、⑥土地譲渡四分の一税（quarter-sale）
- 9) これらマナ領主、パテント地主等は、小麦などの商品作物の取引・買占などに従事し、ニューヨーク、オルバニー等の商人等と資本の交流をもち、地方にあっては、当然、農村の主人公として、政治的にも大きな支配権を振っていた。
- 10) Carman, H.J., ed., *American Husbandry*, pp. 73—80.

独立革命期のアメリカ植民地商人の研究（一）

- 11) Ellis, D. M., *A Short History of New York State*, 1957, p. 76.
- 12) Carman, *ibid.*, p. 79.
- 13) *Ibid.*, p. 77.
- 14) アメリカン・ハズバンドリーの著者は「オルバニー附近のよい土地で、小麦生産は1エーカーについて20~30ブッシュルとしている (Strickland, U., *Observations on the Agriculture of the United States of America*, 1801, p. 40)
- 15) Ellis, *ibid.*, p. 33. ドンガン総督 (Thomas Dongan) は17世紀末、ニューヨーク市とオルバニー市に、^{ボルティング・アクト}精粉権を与えたが、ニューヨーク市には、又、凡ての外国商品の船積み、船下し権を与えた。
- 16) Spencer, C. W., *New York Provincial Politics, Political Science Quarterly*, Vol. XXX, no. 3, p. 407.
- 17) Bridenbaugh, C., *The Colonial Craftman*, 1950, p. 54.
- 18) Edwards, G. W., *New York as an Eighteenth Century Municipality, 1731—1776*, 1917, pp. 38—39.
- 19) Spencer, *ibid.*, pp. 387—423.
- 20) ハーリントン、ベッカー、エリス等の上掲書の指摘から、大体60数家族を数え得る。
- 21), 22) Harrington, *ibid.*, pp. 40—41. 宗教的に言ってもこれは絶対的ではなく、保守王党派にも、優勢なイングリカン以外に、メソディスト、カトリック、プレスピタリアン、或は、クエーカーもいた (Flick, A. C., *Loyalism in New York during the American Revolution*, p. 36)
- 23) Wertenbaker, T. J., *Father Knickerbocker Rebels*, 1948. p. 16. ワーテンベーカーは、このグループを商人貴族層に入れている。
- 24) Bridenbaugh, C., *Colonial Craftsman*, 1950, p. 155. アメリカ社会は流動的で、ヨーロッパ的階級観念は変容していたとはいえ、上下層を区別する意識はあったと思われる。これら新興商人は、特権商人層に、意識的にもあるコムプレクスを感じたし、又、政治的・経済的・社会的にも、この特権層のもつパトモニアル的空気に、^{ニュー・カマーズ}新来者らしい反撥を持ったのではなかったか。
- 25) 1776年春、ハドソン東岸の小作人等は、「農村自由の子 Rural Sons of Liberty」と称し、一揆を起し、農地所有権の確保等の要求を掲げて、当時印紙税法騒擾中の「ニューヨーク自由の子 New York Sons of

「Liberty」の援助を期待したが、この自由の子指導商人層から何等援助はうけられなかった。彼等の要求は「地主的土地位所有=財産権」に対する否定、攻撃であったからである (Ellis, *ibid.*, p. 94)

- 26) Morgan, E. S. and H. M., *The Stamp Act Crisis*, p. 184.
- 27) Wertenbaker, *ibid.*, p. 16.
- 27) コネティカット出身、父は蠣を採取して生活、彼も少年時これに従事、58年私略船船長となる。数年の中に金を貯え小店を開く、革命戦中私略船事業をなし財産を作る。ニューヨーク市のリヴィングストンの家近くに堂々たる邸宅を持つ。独立後議会議員となり上層階級の生活をする。
- 29) ニューヨークの貧しい牛乳屋の子供、青年時この仕事に従事、後、小私略船船長となり小財産を作る。1763年西インド諸島の財産家の婦人と結婚し大規模な商業を始む。長老派会員、独立後ニューヨーク銀行頭取。
- 30) 父は数学器具作り。彼は西インド貿易商人となり、砂糖法等のため破産。アメリカ独立後、年収 1,200 ポンドのニューヨーク港税官吏。各地において王党派の没収地を購入。

b. イギリス重商主義植民地体制下の植民地市場の形成

ここに論拠を新たにし視角を変えて、このイギリス重商主義政策の植民地体制下に、「急進派」¹⁾の一商人として活躍した当市のイギリス品輸入専業商 J. ビークマンの生活記録を、その輸入額と彼の取引文書とを通じて探り、この激動期を彼がいかに悩み、いかに生き抜かんとしたか、当時のイギリス重商主義の内容を、一植民地商人の対応の姿に凝縮して見よう。

³⁾ 第2表に見られる彼のこの期の取引量を見ると、7年戦争期(1756~1763)は彼の営業に好都合に運んだが、この好況は上掲第1表に見られる如く、ニューヨーク商人全般についても言いうことである。この好況は1760年秋のフランス軍降伏を峠とし、これにつぐイギリス軍撤退と共に後半期に入ると、正貨ならびに為替手形が減少し、又戦争の影響による労働力の不足、海上の危険などのための商品の値上がりによって、貿易が一頓挫してい

独立革命期のアメリカ植民地商人の研究（一）

第2表 J. Beekman 各年度輸入額

年 度	輸 入 額	年 度	輸 入 額	年 度	輸 入 額
1752	£ —	1760	£ 4,417	1768	£ 1,832
1753	1,961	1761	322	1769	—
1754	832	1762	1,294	1770	3,270
1755	2,072	1763	3,210	1771	5,398
1756	4,183	1764	2,946	1772	—
1757	10,904	1765	—	1773	—
1758	6,700	1766	2,278	1774	2,260
1759	9,893	1767	4,514	1775	—

る。即ち、1757年の1,000ポンドに近い最高の取引量から、1761年の僅か322ポンドへと大きく減少していることからも見られる。

「7年戦争」後半期から続くジュイムズの一般的に低調な営業状況は、変転極りない戦後のイギリスの植民地政策に翻弄され非常な動搖を見せて いるが、周知のように、「7年戦争」後のイギリスの対植民地政策には三つの波があった。上掲第2表の示すように、ジュイムズのイギリスとの取引量の升降は、明らかに、これらの事件を反映して、それらと平行し高低を辿っている。即ち、1764年に「印紙税法」を中心とした政治的葛藤が始った時、彼のイギリスからの輸入量は、1760年以来の最高量たる前年の3,210ポンドから2,946ポンドに下り、印紙税法騒擾の最高潮期の65年には全く輸入を見ていません。66年にこの法が廃止されると、ジェイムズの輸入は再開し、67年に4,515ポンドに達している。この時イギリスはタウンゼンド諸法を通過させたため、植民地商人が第2次不買協定について協議に入ったが、この68年にジェイムズの輸入は1,832ポンドに急落している。同年11月1日に不買協定が発効し、彼は忠実に70年7月12日迄イギリスに発注していない。70年4月タウンゼンド諸税が茶を除き廃止され、同時に、ニューヨーク植民地に12万ポンドの紙幣発行の許可が下りてニューヨーク商人が輸入開始をはかると、71年彼の輸入量は戦後最大の5,398ポンドに上

っている。他の商人も同様で、ニューヨークの購入能力以上の輸入を見たので、以後輸入は控えられた。74年から75年にかけての「懲罰法」制定からレクシントン、並びに、コンコード戦などの事件のため、74年の彼の控え目の輸入が植民地時代最後のものとなっている。1756年から1763年に及ぶ「7年戦争」の間8年間に、彼は40,924ポンドの品（年平均5,116ポンド）を輸入したのに対し、1764年から1774年迄の11年間には僅か22,500ポンド（年平均2,045ポンド）の輸入に止まっている。

この間、母国の政策と対決を迫られた彼とイギリスの取引先との間に取り交わされた取引文書には、彼我共に、後記の如く、政治問題に触れたものがあって、ジェイムズを始め当時の植民地商人に、続発する母国間との事態の真相を知らせ、責むべき対象を把握させ、何等かの決意をとるべきことを迫っている状況を窺わせると共に、イギリスの取引先もまた自国内各階層の内部的矛盾による首尾一貫しない植民地政策についての対立を認め、その打開を望む状況を伝えていて、イギリスの植民地収奪一重商主義政策体制の危機を思わせるものがある。今これら両者間の交渉文書の内容について僅かながら抜粋してみると、

年月日	取引商社	備 考	文 書 内 容
65.12.18	4) Harrls (ロンドン) から	印紙税法通過4ヶ月前	アメリカから（砂糖法や法貨発行の禁止等について）多くの苦情がくる。当然のことだ。当地の人々は、西インドの重要さ以外に、北アメリカの重要さを知るものが少いから、国会の次の会期に、先の法が変更されるかもしれないなんて期待は持てない。又、かような処置が事態の緩和に役立つとも思っていない。
65. 2. 4	5) Pomeroy (ロンドン) から		わが政府が、誤って、北アメリカ貿易にかような重い負担をかけたことを非常に残念に思う。然し、現政権からは

独立革命期のアメリカ植民地商人の研究（一）

			何等かの改善の希望はもてない。
65. 11. 15	6) Fludyer (ロンドン) から		過去の軽率な政策は、植民地と同じくイギリスの当地の吾々にも、非常に不幸な結果を招くであろう。すべてが合理的に満足いくように解決を望む。
66. 1. 9	7) Harris (ロンドン) から		国会の先の諸法の結果は、既に、当地でも身にしみて感じられてきている。吾々は現政府が前政権の破滅的な処置を変えることを切に望む。
3. 31	8) Fludyer (ロンドン) から		呪わしき印紙税法 (obnoxious Stamp Act) の廃止は、始めそれを計画した政党のあらゆる反対にもかかわらず、王の認可をえた。
7. 11	9) Harris (ロンドン) から		政変がいろいろとり沙汰されている。 10) ピットが主班になり、又、善惡の色々の評があるが、グレンヴィルが再入閣しよう。
67. 9. 24	12) Pomeroy (ロンドン) 宛	67. 6. 29 タウンゼンド税法通過	貴商會への負債返済のため送金したいが、貿易不調と正貨不足で送れない。
70. 3. 26	13) Peach & Pierce (ブリストル) から		貴下等にとって不愉快な収入法が批准されたのみならず、吾々に一層関係深い他の法も通過し、ますます自由が破壊され、貴下との取引関係はここに停止された。前途の打開を望む。
6. 2	14) Harris (ロンドン) 宛	70. 4. 12 (茶税を除き) タウンゼンド関税撤廃	収入法が全面的に廃止されないため、廃止されるまでアメリカは注文はしないだろう。
11. 15	15) Peach & Pierce (ブリストル) から		(イギリス品) 輸入反対者 (non-importers) 名簿の中に貴下の名を発見し心から敬意を表する。これらの人々は少数でも、彼等の子孫から尊敬をうけよう。

73. 1.24	¹⁶⁾ Peach & Pierce (ブリストル) 宛		当地の不況を終らせたいとの吾々の希望は全面的に消えた。
75. 3.18	¹⁷⁾ Pomeroy (ロンドン) 宛	75.4.19 レ キシントン, 並びに, コンコード戦	大ブリテンと植民地間の誤解が、確実な永久的基盤の上に、友好的に解決されることを望むが、これは吾々の幾多の不満の適當な打開なくしては望みがたい。
5.30	¹⁸⁾ 同 上		相互の敵意が早くなくなることを希望する。そして、平和と相互の信頼が、再び法的基礎の上に形成され、この広大な帝国の当然予想される破滅を防ぐことを切に望む。
8.15	¹⁹⁾ Pierce & Brown (ブリストル) から	75年秋各植 民地に革命 政府樹立さ れる。	当地の商人等が現状を打破しようと一生懸命に努力していることをアメリカの友人等がよくわかってくれることを喜ぶ。然しこの努力も今迄のところ成功していない。

紙面の都合上僅かに引例した彼我の書翰の行間に窺えるものは、ニューヨーク商人としての、母国政府による通貨不足に対する烈しい不満と、これからくる営業不振の嘆きと、帰するところは、イギリス国会への不信感であるが、上記の如く、取引先の本国貿易商も、これと意見を同じくして、自國イギリス政府の対アメリカ植民地政策に対して不満を示している。これが独立宣言前年75年の相互の文書になると、アメリカ植民地商人、イギリスの取引先商人共に、イギリス政府の植民地対策の打開に一まつの希望をかけながらも、「7年戦争」終局以来ここ約10年間にやつぎ早やに出されたイギリス国会の新植民地（帝国）諸政策の失敗一撃圧策に伴って、現実に対局している者として、急速に釀成されてきた絶望的な「重商主義体制の帝国」崩壊の予感に暗然としている状況が見られる。

この危機感を与えたイギリス重商主義政策の再編成として、7年戦争終

独立革命期のアメリカ植民地商人の研究（一）

了時（1763年）以降出された諸政策を整理してみると、

年	政 策	内 容	植民地への影響と反応
1763	パリ平和条約		イギリス植民政策の転換。
1764	砂糖法 (Sugar Act)	植民地直接税。 最初の通商法。	西インド貿易に従事の北・中部植民地商人に打撃。
〃	通貨法 (Currency Act)	植民地での紙幣発行禁止。 植民地の競合産業抑圧。	植民地での正貨の枯渇による商工業不振。
1765	印紙税法 (Stamp Act)	植民地直接課税。	「ヴァージニア決議」等に見られる植民地反対運動。
〃	イギリス工業技術者の海外移住禁止	植民地の競合産業抑圧。	
1766			第一回英貨不買運動。 印紙税法廃止。
〃	宣言法 (Declaratory Act)	イギリス国会は植民地拘束の立法権を持つとの宣言。	印紙税法廃止の代償法。 植民地側は1774年第一次大陸会議で、この法否定。
1767	タウンゼンド諸法 (Townshend Acts)	植民地直接税。 通商法の執行機関強化。	
1768			「マサチューセッツ回状」など植民地反対運動。 第2回英貨不買運動。
1773	茶税法 (Tea Act)	植民地商業資本の対外貿易制限。	ボストン茶会事件。
1774	ケベック法 (Quebec Act)	植民地人の西部土地獲得禁止。	
〃	懲罰法 (Coercive Acts)	ボストン港閉鎖。 マサチューセッツ統治法（植民地自治否定）。	第一回大陸会議。 イギリス国会の植民地立法を否定。

1774	鐵維関係機械、設計図等の植民地への移出禁止。	植民地競合産業抑圧。	
1776	独立宣言。		

この一連の諸政策に見られるものは、イギリス支配階級の持つ根強い重商主義的植民地体制の本質に根ざす「植民地は本国の商業的利益の対象」、或は、「従属的な存在」という観念である。かかる考えは、上記のビーグマンのイギリスにおける取引先商の理念とは異質なるものが見られるのであるが、この18世紀後半期になると、植民地は既に、政治的には、一般に「沈黙の革命」と呼ばれる「^{オートノマス・ドミニオン}自治領」としての成熟に達し、一個の民族としての内容を具えるに至っており、又、経済的にも、イギリス重商主義による抑圧にもかかわらず、旧植民地制度史家ビア(G. L. Beer)も強調する如く²²⁾、植民地商人は広汎な貿易を行なっていたし、都市、農村にも多様な工業生産の発展が行なわれ²³⁾、植民地経済の資本主義的生産への展開も見られてきていたと言ってよからう。²⁴⁾ここにアメリカ植民地とイギリス重商主義の植民地体制との対決を生むに至った大きな要素として、18世紀後半にアメリカ植民地がイギリス対外貿易の中で占めた地位の変化に注意する必要がある。

イギリスにおいては、大体、7年戦争終了時の産業革命の開始期に至る迄マニュ生産に拠った産業資本は、その未成熟のため、生産物の海外市場への輸出とその価値実現は、イギリス仲継貿易資本に依存せねばならなかつた。然し、イギリス仲継貿易資本にとってのこの実現過程は、同時に、その主域とする再輸出に不可欠な輸入品の確保—アメリカの場合は南部の烟草と西インドの砂糖、糖蜜の確保の過程であり、植民地収奪の過程であつた。而してこの収奪は、イギリス重商主義政策によって保護されたばかりでなく、それを最大限に可能にする植民地経営が不斷に求められていて

独立革命期のアメリカ植民地商人の研究（一）

た。然し、18世紀中葉に至って、周知の如く、一方にイギリスの農業革命による余剰労働力の援助をうけて、1760年頃を画期とする繊維工業、金属工業を中心とした近代的大工業の段階への発展を見、他国に先んじていわゆる産業革命が達成された。その結果、産業資本は自己の増大する生産物の海外への輸出を、これまでと違って、次第に前期的な仲継貿易資本の媒介によらずになしうる体制を整えてきていた。大体この仲継貿易資本による植民地収奪＝経営は、新興産業資本にとっては却って、その市場拡大を妨げ、利益の障害となる危険があったため、産業資本は植民地市場とその剩余価値を直接に取得する方向に進むに至った。

このイギリス本国においての産業資本の大きな飛躍的発展を見たことと期を同じくして、植民地アメリカにおいても、生産の発展による経済構造の大きな変革が見られ、イギリス工業製品の重要な市場を形成してきていた。大体イギリスのアメリカ植民地貿易という場合に、アメリカ植民地を地理的、経済的関係から、(1)砂糖、糖蜜などを供給する西インド植民地セクション、(2)煙草などを供給する南部植民地セクション、(3)イギリスに都合のよい生産物が余りなく、本国から植民地として歓迎されなかつた中・北部植民地セクションの三つの地域に分けて考えられるが、問題とするこの18世紀中期以降となると、商品経済の発展に伴い、それぞれの構造に変化を生み、上記のビーフ (G. L. Beer) も指摘する如く、この当時のアメリカ植民地のイギリスからの輸入額は、人口の余り増大しなかつた西インド諸島に比べ、人口の急増した大陸諸植民地の方が、その大市場となることは明らかであった。即ち、18世紀の殆んど中頃迄は、イギリスからの輸出額は大陸諸植民地と西インドでは、ほぼ同じであったが、大変化はこの時点で始り、西インドへの輸出は1751～1752年の£ 704,000 から、10年後には£ 1,060,000 の増加に止ったに対し、大陸諸植民地では、同時期に£ 783,000 から£ 2,016,000 へと、飛躍的な増加を示し、大陸諸植民地²⁵⁾（特に、中・北部）が重要な輸出市場として前面に押し出されてきている。

アメリカ植民地各地域のこの大きな変貌を更に、ジョンソン等（Johnson, E.R. and Others）²⁶⁾ の研究を素材として宇治田作成の「イギリス—アメリカ植民地間の輸出入額表」²⁷⁾ から見ると、18世紀初期（1697～1705）とアメリカ革命期（1766～1779）のイギリスからの輸入額比において、中・北部植民地の11.5倍の増加に対し、南部は5.4倍の増加に止っており、中・北部植民地が、イギリス産業資本にとって、南部植民地に比べ、重要な市場となっていることが窺われる。

かくてこれまで、アメリカ植民地をその生産物、とくに、再輸出商品の供給地としての側面に偏った、イギリス仲継貿易資本の立場からの評価が支配的であったのに対し、18世紀後半頃から、イギリス産業資本の立場からの輸出市場としての植民地が強く評価されるに至って、イギリスにおける産業資本と仲継貿易資本との対立が激化し、上記の如く、これと同時に、イギリス本国における植民地収奪者と植民地の諸層との対立も激化し、これらは相互に作用しあって、イギリス重商主義体制の危機を急速に釀成していった。

さて上記のアメリカ植民地の商人ピークマンやイギリスの取引先貿易商たちの懸念したイギリス旧植民地体制の危機のカルテは、既に、7年戦争の終期1763年のパリ条約において書き始められていたと言われる。²⁸⁾ 以後独立宣言から1783年パリ条約におけるアメリカ独立迄の20年間は、重商主義体制から自由放任主義への大きな転換を画する時期と見られる。真にこの間の1776年に期を一にして、政治的にはアメリカ植民地の旧体制の桎梏からの「独立宣言」があり、理論的には重商主義から脱脚し自由放任、植民地解放を謳ったA.スミスの「諸国民の富」の刊行があった。²⁹⁾ これらは現実的に1783年に至って、アメリカ合衆国の独立となり、イギリスではスミスの弟子ピットが内閣の首班となって、重商主義克服の第一歩を履み出し、以後約20年の政権を担うに至っている。

本稿で問題とする「独立革命期のアメリカ商人の研究」の焦点は、封建

独立革命期のアメリカ植民地商人の研究（一）

体制から資本主義体制への歴史発展の一大過渡期と考えられる植民地期末期にあって、政治、経済、社会各方面に指導的役割を担った彼等商人が、重商主義植民地体制の中で、いかなる経営をなし、いかに生きたかの分析・追究である。これには資料の許す限り、各植民地のマニュの発生、資本主義的生産への移行の仕方とその時期、更には、イギリスの重商主義政策が各植民地内の生産様式にいかなる影響を及ぼしたかについての実証的把握を試みたい。この際は対象をニューヨーク商人にとったが、上記の如く、資料を独立宣言直前の第一回、第二回英貨不買運動の騒擾のさ中、イギリス重商主義植民地体制と対決し、この植民地の商工業育成の目的を以って創立された「ニューヨーク商業会議所」記録にとり、この中の彼等商人としての集団行動、個々商人の行動を通じて、上記の分析・究明に及びたい。アメリカ史学界の進歩的「解釈派」がこの革命期の商人に符した「保守派」^{コンсерバティブズ}、或は、「革新派」^{ラディカルズ}の範疇も、上記の分析・究明を経て、始めて、明らかになると思われる。

注 1) 上記1770.11.7付、イギリスの Peach & Pierce 商会からビーカマン宛の手紙に、彼が急進少数派に加わっていることが示されているが、ベッカーは彼を保守商人層にいれていて (Becker, *ibid.*, p. 87)、アメリカ史家の急進派の取扱いは明確を欠いている。

2) ハーリントンはこの「専業化」^{スペシャライゼーション}について、「経営的分化はニューヨーク植民地では未だはっきりしたものではなく、未分化の「一般商」が一般的で、斯る商店が市内に1764年に44もあったとしている (Harrington, *ibid.*, p. 64)。然し、アメリカでも「専業化」は特殊な輸出入品については進んでいた。(P.L. White, *ibid.*, p. 547)

3) White, P.L., *The Beekmans of New York in Politics and Commerce, 1647~1877*, 1956, p. 641. Table I.

4) White, P.L., ed., *The Beekman Mercantile Papers, 1746—1798, Vol. II*, 1956, p. 764.

5) *Ibid.*, p. 907.

6) *Ibid.*, p. 705.

7) *Ibid.*, p. 766.

8) *Ibid.*, p. 706.

- 9) Ibid., p.768.
- 10) William Pitt (1708—78), 7年戦争に首相。植民地に同情的。1766年8月再度首相。タウンゼンド入閣。
- 11) George Grenville(1712—1770)1763年ピットにつき首相となり, 64年砂糖法, 65年印紙税法を出す。
- 12) White, P. L., ed., ibid., p.913.
- 13) Ibid., pp.877—78.
- 14) Ibid., p.810.
- 15) Ibid., p.880.
- 16) Ibid., p.891.
- 17) Ibid., p.755.
- 18) Ibid., p.948.
- 19) Ibid., p.899.
- 20) Nettels, G. P., The Roots of American Civilization, pp.269—271.
- 21) 岩間正光「ジョン・ウイルクスと北米独立運動」文化紀要（東北大教養部）第7集, イギリス本国で植民地の人々と呼応して印紙税法に積極的反対を試みた者は一商人層と製造業者で, 主として植民地との取引に従事している人々で…圧倒的に首都ロンドンの「シティ」の商人層であった。
- 22) Beer, G. L., British Colonial Policy, 1754—1765, reprinted from 1907 ed., 1958, pp.137—138.
- 23) Bribenbaugh, C., The Colonial Craftsman, 1950, pp.59—60.
- 24) Ibid., p.136. イギリス重商主義は植民地の資本主義的生産様式の発達を恐れ, 各種の規制を出した。
- 25) Beer, op. cit., pp.137—138.
- 26) Johnson, E. R., and others, History of Domestic and Foreign Commerce of the United States, 1915.
- 27) 宇治田富造「イギリス重商主義と旧植民地体制」(三) 194—195ページ, 立教経済学研究第13巻第2号。
- 28) Beer, op. cit., p.138.
Beer, The Commercial Policy of England toward the American Colonies, reprinted from 1893 ed., 1948, p.148.
- 29) Smith, A., An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations, by Everyman's Library, 1921, Vol. II, pp.112—113, 岩波文庫, 大内・松川訳「諸国民の富」(三) 372—374ページ。